

第11回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和7年2月18日（火）午後1時30分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第11回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 地域計画の策定に係る意見聴取の回答の決定について

その他

今年度の活動記録の提出のお願い

出席委員 10名		欠席委員 0名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	井上 典宣	4	
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	初一 剛		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

7番 石山 清孝

8番 井上 重治

<b>【開会】 午後1時30分</b>	
事務局長	<p>それでは、ただ今から第11回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<b>【会長あいさつ】</b>	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
<b>【議事録署名委員の指名】</b>	
事務局長	<p>ありがとうございました。本日の議事録署名委員でございますが、7番 石山委員さんと8番 井上重治委員さんをお願いいたしたいと思っております。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山内会長をお願いいたします。</p>
<b>【議案第1号 地域計画の策定に係る意見聴取の回答の決定について】</b>	
議長	<p>本日の総会に入ります。</p> <p>議案第1号「農地域計画の策定に係る意見聴取の回答の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料1ページをお開きください。</p> <p>今回、南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により地域計画(案)について意見決定を求められています。</p> <p>委員の皆様には7月から9月にかけて、この地域計画の策定にあたり、集落の協議の場にご出席いただきありがとうございました。</p> <p>計画を作成した集落および地域は全部で40地区ございます。委員の皆様のお手元には担当地区の地域計画(案)と目標地図を配布させていただきました。</p> <p>共通する部分についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、資料2ページをご覧ください。地域計画(案)についてですが、それぞれの地区の資料の左上に「参考様式第5-2号」と書かれておりますのが、地域計画(案)でございます。各地域にて協議の場を設け、協議結果を国が定める様式にまとめたものとなります。</p> <p>資料2ページの赤枠の①ですが、「1 地域における農業の将来の在り方」(1)地域計画の区域の状況についてですが、上から該当地区の農用地等面積、①は県が指定する農業振興地域のうち、町が生産性の高い農地で農業上の利用を確保すべき農地と設定した農地の面積、②と③は農地台帳の田と畑の面積です。これは地域計画の対象とした農地を、一筆一筆を積み上げたものの合計面積となります。主に水稻やソバの作付けをされている農地を対象としています。</p> <p>次に赤枠の②、(2)地域農業の現状及び課題、(3)地域における農業の将来の在り方につきましては、協議の場に出たご意見を記載しております。多く聞かれた課題は高齢化による後継者不足、獣害の被害による耕作放棄地の拡大への懸念、草刈り等の維持管理が大変であるためシルバー人材センターの他にも委託先の検討、少数意見としては用排水の問題や機械等の老朽化などがありました。</p>

	<p>次に赤枠の③、「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」につきましては、(2) 担い手に対する将来の目標とする集積率としては「現状維持」というお声が最も多く、横ばいの数値となっていますが、担い手がいない地域や耕作をやめたいという意向のある地域も中にはあり、ひとまず現状維持の数値が入っていますが今後も引き続き集落で協議が必要となっている地域もあります。</p> <p>次に、資料は3ページの赤枠の④、「3 農業者及び区域内の関係者が(先ほどの)2の目標を達成するために取るべき必要な措置」につきましては、ほとんどの集落が目標を現状維持としておりますが、目標を達成するというよりは地域の課題を解決する上で、農地中間管理機構の活用や圃場の整備などがあげられました。</p> <p>次に、赤枠の⑤、「4 地域内の農業を担う者一覧」については、目標地図に位置付けられる農業者の一覧となっております。この一覧を元に、別添にて目標地図を作成しております。皆様のお手者と地図には耕作者のお名前が記載されておりますが、ホームページ等で公表する際には、先ほどの「4」の担う者一覧の右側に「目標地図上の表示」の欄がありまして、アルファベット表記で地域計画や目標地図は表記されることとなります。</p> <p>なお、4月以降の農地法第3条による所有権移転や農用地利用集積計画につきましては、この計画に位置付けられている農業を担う者である必要があります。委員の皆様にも、担当地域内で農地を売買により譲り受けたり、利用権を設定したり、といったような相談や話が聞かれましたら、まずは地域計画に記載されている方が前提となりますので、そういったお声が地域の中で聞こえたら従来の農地法等の届出以外に地域計画の変更もあるよ、ということをお伝えいただきたいと思っております。</p> <p>この後、3月25日頃に公表する予定としております。それまでは一般の方も見ることのできる縦覧期間を2週間程設ける予定でございますので、公表するまでは記載内容の変更は可能となっております。もし、この場では思いつかなかった事でも、ご自宅に持ち帰り改めて資料を見返した時にお気づきの点がございましたら、3月21日までであれば変更は可能とのことです。ご連絡をお願いします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、ご担当の地域の計画(案)をご確認いただき、質問等がありましたらお願いします。</p> <p>農業委員会に求められている意見とはどういったものか?</p>
事務局長	<p>「各集落の案のここが違う」等、細かい箇所のご指摘でなく、「規程通りに地域との協議を行い、話し合っただけで出た意見が盛り込まれているか」「将来的な見通しが盛り込まれているか」等についてご意見をいただければと思います。</p>
議長	<p>意見の照会は農業委員会の他にどこにしているのか?</p>
事務局	<p>中間管理機構としてのふくい農林水産支援センターと、越前たけふ農業協同組合、それと南条・今庄の土地改良区です。</p>
井上昇委員	<p>協議に参加した各集落の農家組合長にも配布して意見を貰ってはいかがか。出来上がってしまってから、変更が可能だとしても後からあーだこーだと意見が出されても困るのではないか。</p>
事務局長	<p>対応するよう調整いたします。</p>

加藤委員	地域計画（案）の2（2）担い手に対する将来の目標とする集積率とはどうやって算出しているのか？
事務局	集落ごとに把握している農地面積に、利用権が設定されている農地面積の率です。
議長	他にございませんか。 （質問・意見なし） 無いようでございますので、お諮りします。  議案第1号に対し、「意見なし」と回答することとしてもよろしいでしょうか。 （異議なし） 異議がないと認めます。本案件は「意見なし」にて回答することと決定いたします。
<b>【その他】</b>	
議長	本日の議案の審議はこれで終了いたしました。ありがとうございました。事務局からその他ありましたらお願いします。
事務局	はい。本日は、臨時のご審議ありがとうございました。事務局から1点ございます。再度のお願いとなりますが、農業委員会活動記録セットの記録簿の提出についてですが、3月末までの記録簿や今まで提出漏れの分の全て3月開催の農業委員会にはご提出くださるようよろしくお願いいたします。今回3月末で計算して、4月下旬には農業委員会の活動費をお支払いしますので、農業委員会の総会の日はもちろん、研修会や、農地の相談を受けたとか、利用権設定の話をしたなど、記録簿に記載して提出していただきますようお願いいたします。 以上で連絡を終わります。
<b>【次回農業委員会開催日について】</b>	
事務局長	はい。本日は、臨時のご審議ありがとうございました。事務局から1点ございます。再度のお願いとなりますが、農業委員会活動記録セットの記録簿の提出についてですが、3月末までの記録簿や今まで提出漏れの分の全て3月開催の農業委員会にはご提出くださるようよろしくお願いいたします。今回3月末で計算して、4月下旬には農業委員会の活動費をお支払いしますので、農業委員会の総会の日はもちろん、研修会や、農地の相談を受けたとか、利用権設定の話をしたなど、記録簿に記載して提出していただきますようお願いいたします。 以上で連絡を終わります。
小不動産会長職務 代理人	あいさつ
<b>【閉会】 午後1時50分</b>	